

平成16年10月27日
農林水産省生産局

第1回「環境と調和のとれた作物生産の確保に関する懇談会」の概要について

下記のとおり、第1回「環境と調和のとれた作物生産の確保に関する懇談会」が開催されました。

記

- 1．日時 平成16年10月12日（火）10：00～12：00
- 2．場所 日本郵政公社 庁舎2階 共用会議室A・B
東京都千代田区霞が関1-3-2
- 3．出席者
委員 別紙1のとおり[PDF]
事務局 染大臣官房審議官、小栗農産振興課長 他
- 4．配付資料 別紙2のとおり
- 5．議事概要 別紙3のとおり[PDF]

なお、配布資料につきましては、農水省HPに掲載してあります。また、閲覧用として報道室に置いてあります。

お問い合わせ先

生産局農産振興課環境保全型農業対策室

担当者 郡、高田、塚本

代表 03-3502-8111

内線 3562、3565、3563

直通 03-3593-6495

FAX 03-3502-8279

(別紙 1)

「環境と調和のとれた作物生産の確保に関する懇談会」委員名簿

敬称略、五十音順

くまがい (まつだ) そのこ
熊谷 (松田) 苑子

淑徳大学社会学部教授

ながのま ひろし
長野間 宏

独立行政法人 農業・生物系特定産業技術研究機構中央農業総合研究
センター土壌肥料部長

すはら かつのり
壽原 克周

日本生活協同組合連合会 産直担当

はっとり しんじ
服部 信司

東洋大学経済学部長

まきの たかひろ
牧野 孝宏

静岡県病虫害防除所長
植物防疫全国協議会会長

まつおか こうめい
松岡 公明

全国農業協同組合中央会食料農業対策部水田・営農ビジョン対策室長

まつもと さとし
松本 聡 (座長) 秋田県立大学生物資源科学部教授

むらた やすお
村田 泰夫

朝日新聞編集委員

もり まさみ
森 雅美

(有) 森ファームサービス代表取締役

(別紙 3)

第 1 回「環境と調和のとれた作物生産の確保に関する懇談会」議事概要

1. 日 時：平成 16 年 10 月 12 日(火) 10:00～12:10

2. 場 所：日本郵政公社 2 階共用会議室 A・B

3. 出席者：

【懇談会委員】熊谷(松田)委員、長野間委員、壽原委員、服部委員、牧野委員、松岡委員、松本委員(座長)、村田委員、森委員

【事務局】染大臣官房審議官、小栗農産振興課長、天野環境保全型農業対策室長 他

4. 議 題：(1) 環境と調和のとれた作物生産活動規範(仮称)について
(2) その他

5. 懇談会の運営等について：

- 委員の互選により、松本委員が座長に選出された。
- 懇談会は原則公開することなど運営方針が決定された。

6. 主な意見の概要：

- イギリスの農村開発政策の例では、"codes of good agricultural practice"は取組の参考とするものということであったが、今回の「規範」は、農業者が最低限取り組むべきものとして農水省が策定しようとしているものと理解する。社会学、人類学的な立場からいうと、「規範」というものは策定するものではなく、人々の生活の中から自ずと生まれてくるものである。EUの"usual good farming practice"は農業者の責任で取り組む「水準」と訳されている。このように「水準」とか「規準」であれば理解できる。今回のように農水省が「取り組みなさい」と推奨する場合には規範という用語は馴染まないのではないか。
- 環境に配慮した農業を行っている農業者は、全体の 2 割程度とかなり少ない。農業において有機物を施用することは大切であるが、有機物をたくさん施用しすぎてもいけないし、有機物と化学肥料を併用して適切な施肥を行うよう、規範を策定することが重要である。規範を策定・実施することにより、地下水の硝酸性窒素汚染等の環境問題も改善していくと思う。農業者が全国どこでも公平感を持てるような、また農業者の中には信念を持って農業に取り組んでいる人もおり、そういう人が納得できるような比較的守りやすい水準のものにすることが必要である。また、規範を遵守することによって、環境問題が一步でも前進するような、実効を国民に示せ

るようなものにすべき。第一歩をスタートさせることは大変重要である。

- 先般、消費・安全局が、生鮮野菜等の衛生管理のための規範である「日本版GAP」を推進すると公表した。環境規範については本懇談会で議論されることとなり、規範たるものの主要な柱の一つである環境面について議論するものであると思うが、農業者が最低限取り組むべきものとしての規範の全体像を整理する必要がある。規範の策定は、生産、流通、小売関係者にとって関心が高いが、一部には誤解も生じているところ。例えば、規範を実践することへの新たな認証制度ができるのか、また、認証制度により農産物が高く売れるのか、等である。エコファーマーの例でみても、本来、農産物が高く販売できる・できないという性質のものではないが、高く販売できるという生産者の期待もあり、また、消費者も有機JASや特別栽培農産物と類似するイメージを受けている。
- 規範を策定することは、画期的な試みであると思う。既に規範を上回る内容を実践しているような農業者や生協だけではなく、日本の農業者全体に共通する最低限実施しなければならないものであること、さらに、生産者が受益する政策について規範の実践を要件とすることは、大きな意味がある。食の安全性や環境問題に関心が集まる中、農水省として実施しなければならない課題であったと思う。策定に当たり、一番難しいのは、農業者全体が実施すべき規範の水準について、高すぎると実践できないし、低すぎると規範にならないということ。自己チェックについては、我が国農業全体で実践していくものであるから当面は仕方ないが、施策の要件とする場合は、チェックの仕組みが必要ではないか。難しいかもしれないが、一步一步クリアしていくしかない。すべての農業者が取り組むべきという点で、EUのGFPよりも意味が大きいものであると思う。
- 防除について、農業者の高齢化により、指導が難しくなっている。そういう中で、農業者全体が実施すべき規範を策定するということは非常によいこと。防除基準は農家に定着した規範となってきたと思う。具体的な活動規範については、県のレベル、市町村のレベルでもよく考えて、実効性のあるものにする必要がある。多くの農家が実際に使えるものにする必要がある。
- 安全・安心と環境がオーバーラップして伝えられやすいという懸念がある。極論化しないように気をつける必要がある。農薬は登録制度により安全性を確保するとともに、使用基準を守れば安全が担保されるものであるが、これと環境に優しい農業をやるということとが一緒にならないよう、冷静な議論が必要。中間論点整理においては、WTOシフトの緑の政策に向けて、担い手や品目横断政策の要件に力点が置かれている。この懇談会においても、直接支払の要件となるであろう規範を策定するということになると思うが、単に要件としての規範づくりの議論だけでなく、日本農業は環境に優しい農業を目指していくのだという基本目標やストーリーをはっきりしたものとして議論する必要がある。ストーリーが明確でなければ政策のメッセージも弱い。また、環境に優しい農業の受益者は地域住民であり、地域住民を

巻き込んで、農業者と一緒に規範を策定するプロセス作りが必要である。オールジャパンの規範を策定する際にも、地域の実情を踏まえて柔軟に対応できる規範とすることが必要。農家が畑仕事をするのは当たり前であり、他人に指摘されて初めて多面的機能等を自覚することができる。このため、農家が自覚できる、インセンティブ、モチベーションとなるような規範づくりが必要である。

- すべての農業者が最低限取り組む規範を策定することは大変意味のあるものである。農業者の一部であるエコファーマーの規範ではなく、すべての農家に取り組むべきものとするのが重要である。今回示されている内容は、農薬取締法や施肥基準の遵守等、法律を守りなさいというものであるが、最低基準であり、これを規範とっていいのだろうか。全員に守ってもらうのが当たり前である。今後適宜見直すことにより、ステップ・バイ・ステップでレベルを上げていくことや、方向性を示すために奨励事項も盛り込んでいくなどの工夫も必要である。

支援策の要件化とする以上は、法令・基準を遵守しているか、確認することが必要であり、そうでないと規範とは言えない。点検する仕組みをビルトインしておかないと意味がない。規範という以上は、法律に違反した場合は行政の支援の対象から外すべき。

- 大規模な土地利用型農業を130haほど行っているが、十数年前に産直をやり始めた頃、大規模な土地利用型農業は、効率性を求めて農薬・化学肥料に頼らざるを得ず、環境破壊型だと実感した。産直で消費者に求められていることとギャップがあった。これが私の今の農業への取組の始まりである。情報をきちんと開示することが必要であると思う。「農業に対する国民の信頼を確保するため」と書かれているが、今まで信頼がなかったわけではなく、需要があったから今の農業のスタイルが生まれた。このままではいけないということに気付いてきたわけである。環境重視の取組については、消費者の方の理解も得ていくことが必要である。規範を策定するのは大賛成であるが、レベルが低いと思う。私のところでは実施していることが多い。農家側の知識が薄過ぎることが大きな問題なのではないか。農家に一定の認識・知識が必要であり、国家試験のようなものを実施してもよいと思う。モデル的な取組を広げて行くことも重要。
- 規範の水準は高いに越したことはないが、全農業者に実施してもらうことが必要。あまり厳しいとうまくいかないと思う。今回の規範案では、記録を残すことを前提にしていることが重要なポイントである。これらを通じて生産者に対し意識的な取組を要請しており、大変評価している。奨励的なことを入れるのもよいが、あまりたくさん入れても実行できない。最低限のことをクリアに書くのがよいと思う。
- エコファーマーの規範を策定するのではないので、これは「低いレベルのもの」とであるという認識が必要であるということ。レベルとしては低いものであるから、要件化する以上は、すべての農家に守ってほしいもの。
- 施肥基準は法律事項ではないので、守らなくても罰則はない。資料の中にA県の

例が示されているが、県によって水準はでこぼこである。これをどうまとめていくか、農家の理解を得るプロセスが必要である。

- 以前から言われてきたようなことについて、なぜ今、あえて規範なのか。中間論点整理で指摘があったからというだけではなく、背景や目的、経過、到達状況、意識等を一般論として提示した上で、規範を打ち出すべき。
- 防除に関して言えば、防除暦による防除は行われなくなってきており、多くの作物で発生予察情報による効率的な防除が行われている。消費者や農家から必要とされてきている。また、農薬取締法の改正により、農家にも罰則が適用されるようになり、厳しくなった。農家もきちんとした意識を持つようになってきている。
- 生産現場では、発生予察はきちんと行っている。衛生管理GAPや環境規範、また、資源保全規範等の検討も行われている。あちらこちらで規範だらけであるが、農家は一つであり、現場に混乱がないようにしてもらいたい。
- 事務局は、ただいまの委員の方々の意見を踏まえて、規範の基本事項として位置付けるべき内容と規範の実践するための留意点を再整理して、次回までに示してほしい。

施肥については、都道府県の施肥基準の見直し状況、有機物を含めた施肥の実態などについてもう少し検証が必要である。土壌肥料がご専門の長野間委員に、施肥の実態に精通した専門家の意見をさらにお聞きいただき、施肥の実態を踏まえて規範の基本的事項にどのようなことがらを位置付けるべきか、適切な施肥を推進するためにはどのような条件を整備する必要があるかについて、次回の懇談会に見解をとりまとめて提供いただきたい。

- 了 -